平成２４年（フ）第４２号
長野県諏訪市大字豊田1952番地１　メゾン林Ｃ棟
債務者　杉山　輝彦
１　決定年月日時　平成24年７月13日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第２５５号
静岡市駿河区小坂1106番地の１　小坂の郷、旧住所静岡市駿河区用宗４丁目20番２号
債務者　佐野　和喜
１　決定年月日時　平成24年７月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２５６号
静岡市駿河区みずほ２丁目14番地の22　ウェスティーみずほⅢ101号、旧住所静岡市駿河区用宗４丁目20番２号
債務者　佐野　勝世
１　決定年月日時　平成24年７月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０３号
兵庫県川西市石道字芝向253番地の10
債務者　早川九州男
１　決定年月日時　平成24年７月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第１２６号
兵庫県川辺郡猪名川町若葉２丁目50番地Ｂ―407、前住所大阪市住吉区住吉１丁目10番９号
債務者　松浦佐和子（旧姓宮城）
１　決定年月日時　平成24年７月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第１６６号
兵庫県宝塚市中州１丁目12番13号、前住所京都市西京区川島三重町85番地４ジュピター桂105号
債務者　昇学館こと　和田　龍昇
１　決定年月日時　平成24年７月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第３９８号
兵庫県尼崎市築地２丁目１番15―205号、前住所兵庫県尼崎市東桜木町141番地の１
債務者　糸数　昌美（旧姓本木下）
１　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４１０号
兵庫県西宮市津田町２番20―407号
債務者　中村　　敬
１　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４２号
山口県玖珂郡和木町和木１丁目２番17号
債務者　宮原　貴弘
１　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第５３号
山口県岩国市麻里布町４丁目16―２―502、住民票上の住所広島県大竹市港町２丁目２番12号
債務者　菅　　一史
１　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第５４号
山口県岩国市通津3770番地　103号
債務者　篠原　節子
１　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第６０号
山口県玖珂郡和木町和木４丁目14番11号
債務者　長原　敏樹
１　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第６１号
山口県玖珂郡和木町和木４丁目14番11号
債務者　長原　裕子
１　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第７６号
山口県宇部市大字小串1808番地１
債務者　斉藤スミ子
１　決定年月日時　平成24年７月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第１７号
徳島県美馬市美馬町字境目104番地境目第２団地６号
債務者　逢坂いずみ
１　決定年月日時　平成24年７月13日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２４年（フ）第７０号
福岡県嘉麻市山野1245番地10
債務者　平川　友和
１　決定年月日時　平成24年７月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部